

## 売買取引の方法及び決済方法について

1. 売買取引の方法 株式会社埼玉県魚市場における売買取引の方法は、業務規程において次のように規定しています。

### (売買取引の方法)

第23条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の売買取引の方法によらなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法
- (2) 相対取引
- (3) せり売もしくは入札の方法又は相対取引

- 2 卸売業者は、次の各号に掲げる場合であって、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めるときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害の発生
- (2) 入荷の遅延
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

2. 決済の方法 株式会社埼玉県魚市場における決済の方法は、業務規程において次のように規定しています。

第34条 卸売市場における売買取引の支払期日及び支払方法は、第31条から第33条までの規定によるもののほか、取引参加者で締結した支払期日及び支払方法によらなければならない。

### (仕切及び送金)

第31条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日から起算して営業日の四日以内（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）に、当該卸売をした物品の品目、単価（せり売もしくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額、第32条の委託手数料（当該委託者の責めに帰すべき理由により第33条の規定による卸売代金

の変更をした物品については、当該変更に係る品目、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに第32条の委託手数料に相当する金額)、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金を支払うものとする。

(買受代金の支払期日及び支払方法)

- 第33条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の買受代金を支払わなければならない。ただし、取引契約に別途定めている場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書は、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。
  - 3 買受人が約定の支払期日までに買受代金の支払いを怠った場合、卸売業者は買受人に対し遅延損害金を請求することが出来る。

## その他の遵守事項について

株式会社埼玉県魚市場におけるその他の取引のルール売買取引の方法は、業務規程において次のように規定しています。

1. 開場の期日 第 4 条 市場は、日曜日（但し、一月五日及び、十二月二十七日から十二月三十日までの日曜日を除く）及び、国民の祝日（但し、日曜日にあたるときはその翌日）並びに、次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。  
十二月三十一日から翌年一月四日まで
  - 2 開設者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
  - 3 開設者は、開場の期日を変更しようとするときは、その旨を関係者に周知するものとする。
  
2. 開場の時間等 第 5 条 開場の時間は、午前零時から午後十二時までとする。
  - 2 開設者は、前項規定にかかわらず、市場業務の運営上必要があると認めるときは、開場の時間を変更することができる。
  - 3 開設者は、開場の時間を変更しようとするときは、その旨を関係者に周知するものとする。
  
3. せり人 第 8 条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、開設者に届出なければならない。
  - 2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。
  
4. 物品の品質管理の方法 第 3 6 条 卸売業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他食品衛生に関する法令に則して卸売の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「法」という。)第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。

納豆・豆腐

- 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、以下のとおりです。

現在、豆腐・納豆の製造団体等がコスト指標作成団体の組成に向けて調整している段階であり当該団体のHP等を通じて公表される見込みのようなので、公表後掲載いたします。

- ・ 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。
  - 一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。